

## 【福祉車用貸出事業】

車椅子で乗れるリフトまたはスロープ付きの福祉車両を原則4日以内でご利用していただくことができます。

### 対象者

- ・ 知立市に住所を有する車いす使用者
- ・ 市内の福祉団体及び福祉施設
- ・ 会長が必要と認めた者

### 利用方法

利用日数は原則として4日以内です。

貸出及び返却は、月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時までとします。

(祝祭日・年末年始は除きます)

### 利用料

燃料費等の実費として、走行距離20Km以内の場合は200円を、

20kmを超える場合は、200円に20kmを超える10km毎に100円を加算した額になります。

※通行料、駐車料金等の実費はご利用者様のご負担となります。

### 利用の手続き

事前申請が必要となりますので、利用を希望される日の3ヶ月前～2週間前までに福祉車両利用申請書を社会福祉協議会までご提出ください。

※電話予約等不可

### 申込先

知立市社会福祉協議会



